

画に沿って進めたいと考えているが、基本的には、全体調査の結果を耕作放棄地の存する地区の担い手農家、営農組合等へ情報提供を行い、利用権の設定等により解消していきたい。

しかしながら、土地改良地区内であれば、このような対応でよいかと思われるが、地区外で不整形、水利の状況が悪い等の農地であれば、その解消方策に苦慮する場合も考えられるので、町民の皆様のご協力を得ながら、その方法を模索していきたい。

耕作放棄地に樹木が繁茂し、相当整備が必要な場合はどうするかについては、21年度の国の概算要求で示されている耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金を活用し整備していきたい。

この交付金は、耕作放棄地の再生利用に取組む主体に交付金を出し、支援するものであり、初年度に、再生利用活動として、障害物の除去、抜根や整地にかかる経費を荒廃の状況に応じ

て10a当たり3万円または5万円を助成するとしている。

その後は、土壌改良の取り組み、種子代などの生産資機材への助成等が考えられているので、この交付金を積極的に活用しながらそういう部分を解消していきたい。

また、宅地同様に造成されていけば、環境課で対応しているところであるが、本議会で議決していただき

制定された「大木町美しく住みよい環境を創る条例」を運用し、指導等を行っていきながら解消に努めていきたい。

## 問 町の遊休地の管理について伺う。

総務課長

現在、町の遊休

地は、笹淵地区、中島地区、五反田地区の大規模非農用地とその一部、役場跡地、アクアス西側及び役場北側



荒廃農地



アクアス西側

代替用地などがある。

以前は、町直営もしくは大木町シルバー人材センターに委託し除草などをしてきたが、現在は、関係課職員の協力を得て、トラクターでの除草並びに除草剤散布などを行い、用地の管理を行っている。

年間計画で、トラクター除草作業については、6月～7月と10月～11月の年2回実施しており、除草剤の散布箇所についても、年2回散布をしている。

これらの遊休地は、一部住宅や農地に隣接しているので、議員ご指摘のように、生活環境等を悪化させないよう良好な状態で管理をしなければならぬ。

また、特に地域住民の方にご迷惑がかからないよう関係課と連携を持ち、迅速に対応していきたいと考えている。